

2021年度（令和3年度） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の申請台数の変更のご案内

当機構では関係省庁のご指導のもと、標記補助事業のさらなる利用促進を図るため、下記のとおり申請台数について変更することといたしました。

すでに申請している事業者様や補助金を交付された事業者様も、さらに追加申請が可能となりましたのでご案内いたします。何卒、ご手配の程お願い申し上げます。

記

1. 低炭素型ディーゼルトラックの申請台数の変更

2021年（令和3年）5月28日（金）の申請開始から1事業者様あたりの申請台数を「1事業者あたり2台」と制限して受け付けています。この申請台数の制限を「**1事業者あたり3台（リースにあつては貸渡先事業者）**」と変更します。

なお、これまでに2台の申請を行った事業者様も、計3台まで申請することができることとなりました。

2. 実施日

2021年（令和3年）10月4日（月）の申請受付分から実施します。

（留意事項）

- ・申請による審査は、申込み順に行います。
- ・予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から2022年（令和4年）1月31日（月）までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定します。

注意：10月1日（金）以前に配達（電子申請については10月3日以前に発信）された3台目の申請については、受付いたしません。当該申請については、再度申請をしていただくこととなりますので、ご注意をお願いいたします。

3. 問合せ先

一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」執行グループ 岩崎、神保

電話 03-5341-4577